

第1章 計画策定にあたって

1 計画の枠組み

(1) 計画策定の趣旨

本区は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、「互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち」を基本理念に、高齢者施策を計画的・総合的に推進してきました。

介護保険制度の創設から27年、わが国では健康寿命が延伸した一方で、高齢化の進行と介護給付費の増大が懸念されています。また、この間、情報化社会の進展や新型コロナウイルス感染症の流行に加え、エネルギー価格や食料品価格をはじめとする物価の上昇が続き、高齢者を取り巻く生活環境や家計への影響が大きくなっています。このような社会環境の変化は、高齢者の生活意識やライフスタイルにも影響を及ぼしています。

こうしたなか、高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年を見据え、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域共生社会の実現に向けた基盤整備や地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ることが必要となっています。

このような社会背景のもと、令和9(2027)年度から令和11(2029)年度までの3年間で区が取り組むべき高齢者施策を示す高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

○本計画は、「中央区基本計画2023」を上位計画とする計画です。

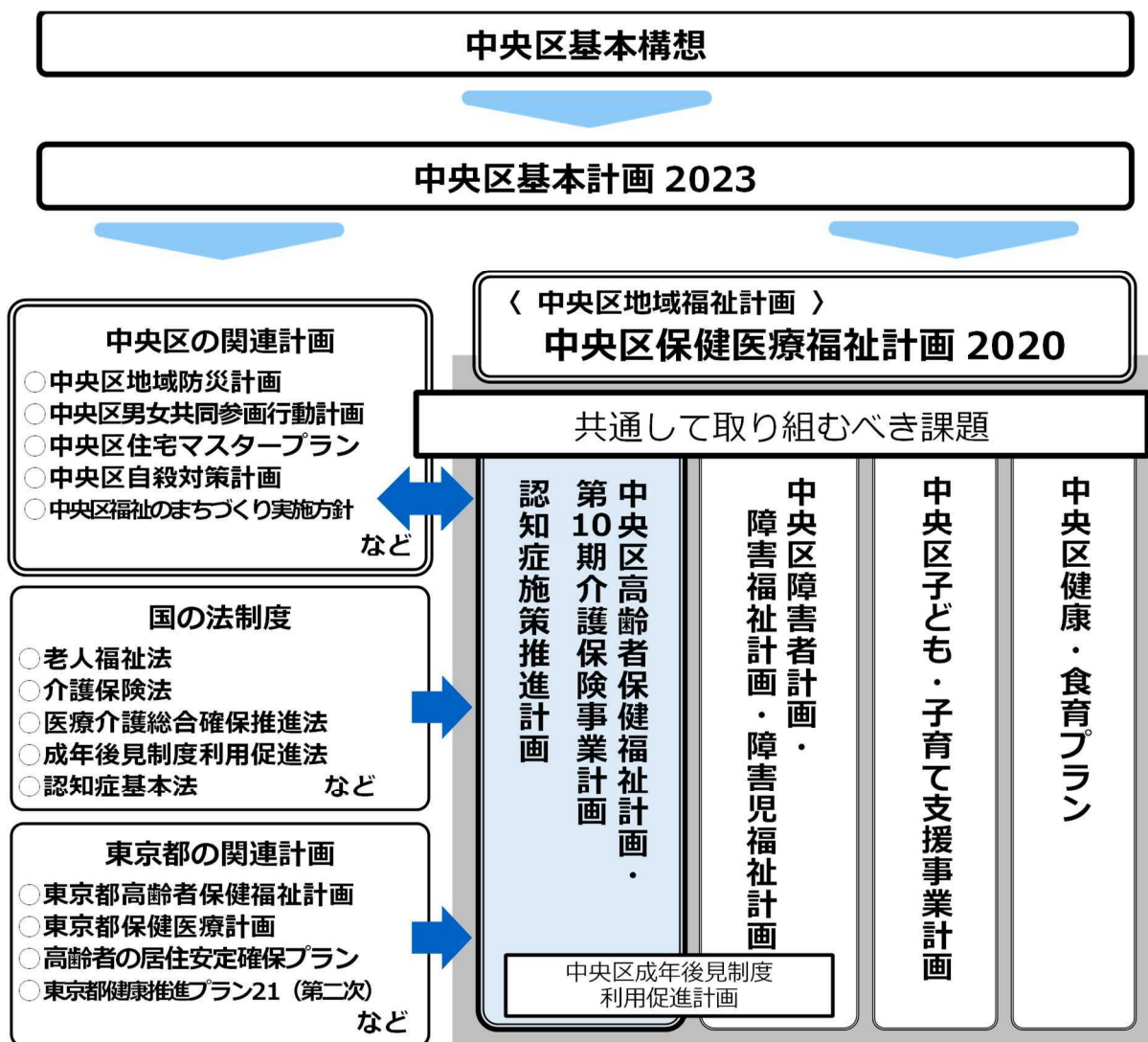
○本計画は、本区の福祉諸計画・施策の「総合化」を図る観点から、令和9(2027)年3月に策定した「中央区保健医療福祉計画2027(仮)」における高齢者保健福祉分野の個別計画であり、高齢者施策や事業の内容および介護保険事業における必要なサービス量、給付費の見込みなどを具体的に定める計画です。

○高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」であり、第10期介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」です。

○本計画は、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的指針」に基づき、「東京都高齢者保健福祉計画」や本区の他の関連個別計画との整合性を図ります。

○本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する市町村計画を包含しています。

○本計画は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に規定する市町村認知症施策推進計画を包含しています。



(3)計画の期間

本計画は、令和9(2027)年度～令和11(2029)年度の3年間とします。

2024年	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
令和6年	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
中央区基本計画2023（令和5年度～令和14年度）								
中央区保健医療福祉計画2020（令和2年度～令和8年度）								
中央区高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画			中央区高齢者保健福祉計画・ 第10期介護保険事業計画			中央区高齢者保健福祉計画・ 第11期介護保険事業計画		

(4)計画の推進体制と進捗管理

ア 計画の推進体制

本計画の取組を効果的に推進するため、区民、町会・自治会、民生・児童委員、医療関係団体、サービス提供事業者、社会福祉協議会、ボランティア団体などさまざまな主体と連携を深めていきます。また、さまざまな主体間の連携を支援することで、地域の自主的な活動のすそ野を広げていきます。

さらに、地域における多様な活躍の機会と役割を生み出すことにより、支え合いの地域づくりを進め、本区の特性にあった「地域包括ケアシステム」を深化させ、推進していきます。

基本理念(目指す姿)の実現に向けて、計画(PPLAN)、実行(DO)、評価(CHECK)、見直し(ACTION)のPDCAサイクルに基づいて効果的に施策を推進していきます。

イ 計画の進捗管理と評価

本計画の高齢者福祉施策および介護保険事業の運営については、施策を推進する事業の実施状況の把握や給付実績を分析し、計画策定の中心となった高齢者施策推進委員会に定期的な報告を行い、その点検および評価を実施します。

目標値を設定している事業については、目標と実績の差や進捗状況を評価していきます。そのうち、数値を設定していない事業については、複数の「参考指標」を定め、それぞれの進捗状況を把握することにより、総合的かつ複合的に評価していきます。

なお、その進捗状況や社会状況の変化に応じて、当該委員会の委員である学識経験者や医療関係者、サービス提供事業者、被保険者などからの助言・意見を踏まえて適切に進行管理を行い、次期計画の取組に反映させていきます。

ウ 評価・分析結果の報告

事業の実施状況およびその評価・分析の結果などの進捗状況は、区のホームページを通じて公表していきます。

2 保健・医療・福祉に関する国・東京都の動向

(1)保健・医療・福祉に関する動向

ア 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(基本指針)

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針であり、サービス提供体制の確保および事業実施に関する主な基本的事項は次のとおりです。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ①介護保険事業(支援)計画の策定
- ②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

2. 地域包括ケアシステムの深化

- ①総合事業の多様なサービス・活動の充実
- ②切れ目のない支援が提供される地域づくり
- ③認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進

3. 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

- ①都道府県主体のプラットフォーム構築、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会の設置
- ②生産性向上や協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

イ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律 (令和6(2024)年4月1日施行)

「全世代型社会保障改革の方針」(令和2(2020)年 12月15日閣議決定)を踏まえ、切れ目なく全ての世代を対象に、全ての世代が公平に支え合う全世代対応型の社会保障制度の構築を目的として改正されました。介護保険関係の主な改正事項は次のとおりです。

- ・介護情報の収集・提供等に係る事業の創設
- ・介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
- ・介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組
- ・看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化
- ・地域包括支援センターの体制整備等

ウ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」の見直し(令和5年(2023)年5月19日施行)

団塊の世代が全て75歳以上となる令和7(2025)年以降、生産年齢人口の減少の加速等を見据え、患者・利用者など国民の視点に立った医療・介護の提供体制を構築し、国民一人一人の自立と尊厳を支えるケアを将来にわたって持続的に実現していくことが、医療及び介護の総合的な確保の意義とされています。

基本的な方向性は、(1)「地域完結型」の医療及び介護提供体制の構築、(2)サービス提供人材の確保と働き方改革、(3)限りある資源の効率的かつ効果的な活用、(4)デジタル化・データヘルスの推進、(5)地域共生社会の実現(「社会的処方」の活用など)などとなっています。

エ 東京都高齢者保健福祉計画(令和9(2027)年度～令和11(2029)年度)

「地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる東京の実現」を計画の理念に、令和9(2027)年度～令和11(2029)年度にかけて東京都が取り組む各種施策などが計画化されています。

○7つの重点分野とそれを下支えする2つの取組

(1)介護予防・フレイル予防と社会参加の推進

(2)介護付 **東京都の計画提示後に修正 (令和8年12月頃)**

(3)介護人材の確保・定着・育成対策の推進

(4)高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進

(5)地域生活を支える取組の推進

(6)在宅療養の推進

(7)認知症施策の総合的な推進

(8)保険者機能強化と地域包括ケアシステムのマネジメント

(9)高齢者保健福祉施策におけるDX推進

(2)地域共生社会の実現に向けた動向

ア 第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4(2022)年3月)

地域共生社会は、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、社会で支え合いともに地域を創っていくことを目指すものであり、第二期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として、「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとなりました。

また、成年後見制度を権利擁護支援のひとつとして多様な分野・主体が連携する仕組みづくりを進めることや、生活継続のための成年後見制度の運用改善等のために、本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透のための方策の充実等がうたわれています。



出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室
「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」

イ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和6(2024)年1月1日施行)

急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(共生社会)の実現を推進することを目的として成立しました。

認知症施策の基本理念を定め、国、地方公共団体、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者や日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者、国民の責務を明らかにしており、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。